明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○学校教育法施行規則及び専修学校設置基準の一部を改正する省令（文部科学二〇）　一
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（厚生労働九五）　四
〔規　則〕
○人事院規則一四―二一（株式所有により営利企業の経営に参加し得る地位にある職員の報告等）の一部を改正する人事院規則（人事院一四―二一―一）　六
〔告　示〕
○専修学校が授業科目の履修とみなすことができる学修を定める件の一部を改正する告示（文部科学九七）　一〇
○専修学校設置基準第十二条第一項の規定に基づき、専修学校が履修させることができる授業について定める件の一部を改正する件（同九八）
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品の一部を改正する件（厚生労働二〇六）　二
○厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品の一部を改正する件（同二〇七）
○生物学的製剤基準の一部を改正する件（同二〇八）　三
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件（同二〇九）　一五
〔官庁報告〕
官庁事項
人事院規則二―四（人事院の職員に対する権限の委任）第二項の規定に基づき、平成十二年人事院公示第二十九号の一部改正に関し、決定した件（人事院公示二二）　一六
産　業
日本産業規格（経済産業省）　一六
〔公　告〕
諸事項
官庁
犯罪被害財産支給手続開始決定関係　二三
裁判所
破産、免責、再生関係　二三
特殊法人等
弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記関係　三三
地方公共団体
教育職員免許状取上げ処分、行旅死亡人、公示送達、特定空家等に措置を行うべき旨の公告関係　四四
会社その他
会社決算公告　四四

省　令

○文部科学省令第二十号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百二十八条及び第百四十二条の規定に基づき、学校教育法施行規則及び専修学校設置基準の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年六月二十日　　文部科学大臣　末松　信介

学校教育法施行規則及び専修学校設置基準の一部を改正する省令

（学校教育法施行規則の一部改正）

第一条　学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第百八十九条　第五条の規定は専修学校の名称、位置又は学則の変更の届出について、第十一条の規定は専修学校の目的の変更の認可の申請及び専修学校の学科の設置に係る学則の変更の届出について、第六条、第七条、第十四条、第十九条、第二十五条から第二十八条まで、第五十八条、第六十条及び第六十六条から第六十八条までの規定は専修学校について、第百六十三条の二及び第百六十四条の規定は専門課程を置く専修学校について、それぞれ準用する。この場合において、第十九条中「公立又は私立の大学及び高等専門学校に係るものにあつては文部科学大臣、大学及び高等専門学校以外の市町村（市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。）の設置する学校に係るものにあつては都道府県の教育委員会、大学及び高等専門学校以外の私立学校に係るものにあつては都道府県知事」とあるのは「市町村（市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。）の設置する専修学校に係るものにあつては都道府県の教育委員会、私立の専修学校に係るものにあつ	**第百八十九条**　第五条の規定は専修学校の名称、位置又は学則の変更の届出について、第十一条の規定は専修学校の目的の変更の認可の申請及び専修学校の学科の設置に係る学則の変更の届出について、第六条、第七条、第十四条、第十九条、第二十五条から第二十八条まで、第五十八条、第六十条及び第六十六条から第六十八条までの規定は専修学校について、第百六十四条の規定は専門課程を置く専修学校について、それぞれ準用する。この場合において、第十九条中「公立又は私立の大学及び高等専門学校に係るものにあつては文部科学大臣、大学及び高等専門学校以外の市町村（市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。）の設置する学校に係るものにあつては都道府県の教育委員会、大学及び高等専門学校以外の私立学校に係るものにあつては都道府県知事」とあるのは「市町村（市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。）の設置する専修学校に係るものにあつては都道府県の教育委員会、私立の専修学校に係るものにあつては都道府県知事」